番号:140092

国 名:ホンジュラス

担当部署:人間開発部保健第四課

案件名:「国家保健モデル」に基づくプライマリーヘルス体制強化プロジェクト(地

域保健/研修計画業務)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:地域保健/研修計画

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2014年4月下旬から2015年1月中旬まで

(2)業務M/M:国内 0.50M/M、現地 7.67M/M、合計 8.17M /M

(3)業務日数: 準備期間 現地調査期間 整理期間

5日 230日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数: 1部

(3)提出期限:4月9日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014 年 2 月 26 日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、 電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易 プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。なお、IICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等:

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	保健医療(公衆衛生またはプライマリーヘル スケア)に係る各種業務
対象国/類似地 域	ホンジュラス/全途上国(本邦含む。)
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

ホンジュラスでは、依然として高い乳児死亡率や妊産婦死亡率、保健医療従事者の不足、保健医療施設へのアクセス等の問題がある。また保健医療施設では、治療が重視され、予防やプロモーションなども含めたプライマリーヘルスケア(PHC)に関連した活動は十分に行われてこなかったため、コミュニティーレベルまで十分な基礎的な保健医療サービスが行き届いていない現状である。

中南米においては、2005年のモンテビデオ宣言以降、米州保健機関(PAHO)のイニシアティブの下、家庭保健(注)を基盤とする新たなPHCが各国で推進されており、各国で順次、医師を含む多職種によりPHCを実践する家庭保健チームの形成や導入がされてきているが、ホンジュラスでは実践されていない。

これに対し、ホンジュラスでは上記の新たなPHCに沿った政策を実施することになり、保健医療サービスの地方分権化を進めながら、「保健省組織強化」「保健医療サービス提供の委託と地域開発」「保健プロモーション」「マネジメント能力を強化した保健モデル」の4つの政策的戦略の下、「保健計画(2010年-2014年)」を策定し、治療を中心とした保健医療システムから、包括的な保健医療システムへの移行を図っている。これに基づき、地域住民の健康のために、医師や看護師等の保健医療従事者からなる家庭保健チームを基盤に、家庭を単位として、予防、プロモーション、治療、リハビリテーションを包括的に含んだ「国家保健モデル」の導入を進めている。

このような背景のもと、JICAは、同モデルに基づき、必要な保健医療行政及びサービス機関の実施体制や実施基準等の整備を目的として、保健省、及びエル・パライソ県・レンピーラ県の県保健局をカウンターパート(C/P)機関とし、2013年4月から2018年4月の5年間の予定で、技術協力プロジェクト「『国家保健モデル』に基づくプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」(以下「プロジェクト」)を実施している。

本プロジェクトは、現場の保健医療従事者や実施機関レベルへの協力とともに、中央政府レベルの政策への協力にも重点を置き活動を進めている。プロジェクトの活動展開方法としては、中央政府レベルの同モデル実施にかかる実施基準等の体系の整備を行い、これに基づき対象地域でモデルを実践することにより、現場レベルでのモデルの実践成果と課題を中央政府レベルにフィードバックするサイクルを想定している。

本プロジェクトでは、本専門家に加え、チーフアドバイザー(1名)、業務調整/看護(1名)が従事しており、公衆衛生等の分野において複数名の専門家を派遣する予定にしている。2013年度にも「地域保健/研修計画」が派遣され、対象地域の現状と課題及び家庭・保健チームが実施する活動内容を確認した上で、モデル導入に必要な技能と研修項目の整理がされた。また家庭保健チームを指導する研修指導者に対する

研修計画や、初級レベルの研修指導者への研修プログラム、カリキュラム、教材が作成された。本専門家は、研修結果や家庭保健チームの活動状況を踏まえ、対象両県のニーズや現状を再確認し、実施計画およびプロジェクトで作成された研修計画に基づき、地域保健の観点から地域レベルの保健医療体制の整備や研修の実施等の活動をカウンターパートが主体的に実施できるよう助言・指導を行う。またそれらの活動を通じ、プロジェクト目標達成に導くとともに、上記JICA「国家保健モデル」の効果的実施を支援する。

(注) 家庭保健:家庭を単位とした保健、医療。

7. 業務の内容

本業務従事者は、地域保健の観点から、対象地域におけるモデルの実践に必要な研修計画および教材作成と、それを通したC/P(主に管理・指導職)の能力強化のための支援を行う。

具体的な担当業務は次のとおりとする。

「地域保健業務」

- (1) 国内準備期間(2014年5月上旬)
 - ① 本プロジェクト関連資料・情報の整理分析を行う。
 - ② ワークプラン案(和文·西文)を作成しJICA人間開発部へ提出、説明する。
- (2) 現地派遣期間(2014年5月中旬~2014年12月下旬)
- ① 現地業務開始時にC/P機関にワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。 また、適宜JICAホンジュラス事務所に対し進捗報告を行う。
- ② C/P機関、及びレンピーラ県、エル・パライソ県保健局における家庭保健チームを中心とした地域保健活動に関する以下の業務を行う。
 - (ア)家庭保健チームを中心とした地域保健活動の状況を再度確認し、課題整理する。
- (イ)整理された地域保健に関する具体的な問題・課題を、実施が予定されている半期評価会において、C/P機関へ共有する。
- (ウ)上記(イ)について、PHCをはじめとした地域保健に関連した必要な技術指導を行う。
- (I) 現場活動に応じた体制及び活動に関するフィードバックをC/Pと整理し、提言する。
- ③ 上記②の状況及びPDMを踏まえ、チーフアドバイザー、業務調整/看護をはじめとした他の専門家、及びC/Pと協働しながら「国家保健モデル」導入・実施に必要な研修に関する以下の業務を行う。
 - (7)プロジェクトで作成された研修指導者及び家庭保健チームに対する研修計画 (案)・教材(案)の内容を確認し、必要に応じてC/Pへ修正のための指導をする。なお家庭保健チームに対する研修計画・教材についてはC/Pが作成中の「家庭保健チームガイドライン」の内容を踏まえ作成する。
 - (4) プロジェクト対象地域内3か所の母子保健センター(CMI)で効果的な母子保健研修が実施されるよう、研修計画・教材を作成する。また年度後半に投入予定の助産教育専門家と協働しながら、分娩演習スペースの整備やシミュレータの管理など、継続教育に必要な環境整備について、指導をする。
 - (ウ) プロジェクトで作成された研修計画に従い、研修指導者への研修を実施する。
 - (I) 研修指導者が実施する研修への技術指導を行う。
 - (オ)研修の実施経験に基づき、C/Pと共に研修内容・教材の改定を行う。

- ④ 当該モデルのモニタリング・評価システムに関し、既存の基準の確認の上、システム構築のために他の専門家及びC/P機関と協働し、モニタリング・評価を行う。
- ⑤ C/P機関や他ドナー等が出席する地域保健関連会議に定期的に出席し、本プロジェクトの知見・経験を発信・共有するとともに、プロジェクトの成果をあげるため他ドナーの活動内容等、活用可能な情報について収集する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、C/P機関、JICAホンジュラス事務所、プロジェクトに対し現地業務結果報告書(和文、西文)を作成・提出し、現地業務結果の説明を行う。
- (3) 帰国後整理期間(2015年1月中旬)

JICA人間開発部に対し、現地業務結果報告書(和文·西文)及び専門家業務完了報告書(和文)を提出し、報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。 なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

西文 4 部:監督職員、プロジェクトチーム、JICAホンジュラス事務所、C / P機関)

和文2部:監督職員、JICAホンジュラス事務所

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書

西文4部:監督職員、プロジェクトチーム、JICAホンジュラス事務所、C/P機関)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題(各種研修教材の作成にかかわるもの)
- ⑤ その他

C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成した「研修計画」及び「研修教材」を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

業務期間中は、業務従事月報を作成し、JICAホンジュラス事務所に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見

積書作成ガイドライン」

(<u>http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</u>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、成田⇒ヒューストン/アトランタ⇒テグシガルパ⇒ヒューストン/アトラン タ⇒成田を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。 http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

現地派遣期間は原則1回のみの渡航で2014年5月7日~12月22日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・チーフアドバイザー(長期派遣専門家)
- 業務調整/看護(長期派遣専門家)
- ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア)空港送迎

あり

イ) 宿舎手配 あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供 保健省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供(ネット環境完備)

(2)参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第四課(TEL:03-5226-8349) にて配布します。
 - ・プロジェクトが作成した研修教材
 - ・プロジェクト業務進捗報告書

- ②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト概要

(http://www.jica.go.jp/project/honduras/002/outline/index.html)

・プロジェクト基本情報

(http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/8A089 259F225E1E849257AFC0079DACE?OpenDocument)

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②ホンジュラス国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、JICAホンジュラス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上